

(証券コード 8375)  
平成21年 3月16日

株主の皆さまへ

大阪府池田市城南2丁目1番11号  
株式会社 池田銀行  
取締役頭取 服部盛隆

## 臨時株主総会および 普通株主による種類株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、本日開催の臨時株主総会および普通株主による種類株主総会におきまして、下記のとおり決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

【臨時株主総会】  
決議事項

議 案 定款一部変更の件

本件は原案どおり承認可決されました。

なお、主な変更内容は以下のとおりであります。

### 【定款変更1】

1. 平成21年1月5日に施行された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」といいます。)の規定に基づき、施行日をもって廃止されたものとみなされた規定について、規定の削除を行いました(変更前定款第8条および第9条第2項)。また、株券喪失登録簿に関する事務について、所要の変更を行いました(変更前定款第13条第3項ならびに変更後定款附則第1条および第2条)。
2. 「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号。以下「株券保管振替法」といいます。)の廃止に伴い、「実質株主」および「実質株主名簿」という文言を、定款の規定から削除いたしました(変更前定款第10条および第13条第3項)。
3. 決済合理化法の施行および株券保管振替法の廃止に伴い、株主の権利行使に関しての手続き等を明確化いたしました(変更後定款第11条)。
4. そのほか条数の繰り上げ等所要の変更を行いました。

**【定款変更2】**

1. 新たな株式の種類として第二種優先株式を追加し、各種類ごとの発行可能種類株式総数を規定いたしました（変更後定款第6条）。
2. 第2章の2「優先株式」に、第二種優先株式に関する規定を新設いたしました（変更後定款第12条の2ないし第12条の5、および第12条の7）。
3. そのほか条数の繰り下げ等所要の変更を行いました。

**【普通株主による種類株主総会】**

**決議事項**

**議案** 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

なお、主な変更内容は上記臨時株主総会における定款変更2の内容と同一であります。

以 上